

6 特別の教科 道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の評価について

(1) 特別の教科 道徳（道徳科）の評価について

道徳科の評価については，文部科学省から出された「学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき，学習活動における児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述します。

児童・生徒の道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては，観点別評価は妥当ではありません。「道徳的価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え，自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」という学習活動における児童・生徒の具体的な取組状況については，一定のまとまりの中で，児童・生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しながら，そうした学習活動全体を通して教員が見取ります。

○学習指導要領（特別の教科 道徳）

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。

ただし，数値などによる評価は行わないものとする。



道徳科の学習評価の在り方，指導要録の参考様式について

「学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

平成 28 年 7 月 29 日

【基本的な考え方】

- 数値による評価ではなく，**記述式**とすること
- 個々の内容項目ごとではなく，大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく，児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め，励ます**個人内評価**（※）として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか，道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書（いわゆる内申書）に記載せず，中学校・高等学校の入学選抜の合否判定に活用することのないようにする必要

※ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子供たち一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価

(2) 外国語活動（小学校）の評価について

評価の観点とは、学習指導要領に示す「第1 目標」を踏まえ、設置者において下の表を参考に設定します。各学校では、この3つの観点に則して児童の学習状況を見取ります。

指導要録への記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況について、その特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとされています。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 ・日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 ・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。 	<p>身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

(3) 総合的な学習の時間の評価について

評価の観点とは、学習指導要領に示す「第1 目標」を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、下の表を参考に設定します。この3つの観点に則して児童・生徒の学習状況を見取ります。

指導要録への記録については、行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童・生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童・生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとされています。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。</p>	<p>実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。</p>	<p>探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。</p>

(4) 特別活動の評価について

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、学校の設置者ではなく、各学校が評価の観点を決めることとしています。その際、学習指導要領に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の別紙4を参考に、次に示す例のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

指導要録への記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入するとされています。

なお、特別活動は学級担任以外の教員が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、教員同士で共通理解を図って、児童・生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められます。

特別活動の記録							
内容	観点	学年					
		1	2	3	4	5	6
学級活動	よりよい生活を築くための知識・技能 集団や社会の形成者としての思考・判断・表現 主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度	○		○	○	○	
児童会活動			○	○		○	
クラブ活動					○		
学校行事			○		○	○	

小学校児童指導要録（参考様式）様式2の記入例（5年生の例）

特別活動の記録				
内容	観点	学年		
		1	2	3
学級活動	よりよい生活を築くための知識・技能 集団や社会の形成者としての思考・判断・表現 主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度	○	○	
生徒会活動			○	
学校行事			○	

中学校生徒指導要録（参考様式）様式2の記入例（2年生の例）

Ⅲ 留意事項

1 評価の方針等の児童・生徒や保護者との共有について

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童・生徒自身が学習の見通しをもてるように、学習評価の方針を事前に児童・生徒と共有しておくことが必要です。また、児童・生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて児童・生徒と共有することも重要です。

さらに、学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図ることが非常に重要です。

具体的には、学習プリントやノートへ評価を記載する等、児童・生徒に分かりやすくフィードバックすることが考えられます。また、学期末や学年末に通知表を配付する際には、観点別学習状況の評価について分かりやすく伝えることも有効です。

2 単元や題材のまとめりごとの学習評価について

日々の授業の中では、児童・生徒の学習状況を把握し指導に生かすことに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材等のまとめりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととしています。

また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場面を設けるのではなく、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられます。その場合には、児童・生徒に対して評価方法について誤解がないように伝えておくことが必要です。

3 特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習評価について（障がい、不登校、外国籍等）

(1) 障がいのある児童・生徒の学習評価について

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童・生徒の学習評価についても変わるものではありません。

障がいのある児童・生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態や特性および心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。また、指導内容や指導方法の工夫については、学習指導要領の各教科の「指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」の「障害のある児童生徒への配慮についての事項」についての学習指導要領解説も参考となります。

指導要録の改善点は、以下に示すほか、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の別紙1から別紙3まで及び参考

様式に示されています。市町村教育委員会や各学校においては、それらを参考に、指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められています。

3 指導要録の主な改善点について

(4) 特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。

(5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成 31 年 3 月 29 日）

特別支援学校（知的障害）各教科の評価

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理



各教科の学習評価においては、観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述とする。

個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒

個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒

個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項（授業時数、指導期間、指導の内容や結果等）が記載されている場合



個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能。

(2) 不登校児童・生徒の学習評価について

不登校の児童・生徒について、学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童・生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童・生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいことです。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではありません。児童・生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童・生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められています。

2 学校等の取組の充実

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

(「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日)

(3) 外国籍等の児童・生徒の学習評価について

日本語指導を必要とする児童・生徒に対しては、例えば、小学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月)では「ゆっくりはっきり話す、児童・生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、教材の工夫」などの学習参加のための支援が例示されており、各学校においては、児童・生徒の実態や学習評価の対象となる指導事項に照らして適切な方法を工夫して指導と評価を行うことが求められています。また、「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価の際には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(25文科初第928号)において、個々の児童・生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととしています。こうした学習評価の結果については、児童・生徒の担任や教科担当とも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されることが望ましいです。

(2) 海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）の指導

② 日本語の習得に困難のある児童（生徒）への通級による指導（第1章第4の2の(2)のイ）

平成26年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある児童（生徒）に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。この制度を活用しながら、児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。例えば、指導内容については、学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる。指導方法については、通級による指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。

児童（生徒）が在籍し、大半の時間を過ごすことになる通常の学級における指導に当たっては、一人一人の児童（生徒）の日本語の能力などに応じ、①授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援、②学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援、③理解したことを適切に表現できるようにするための支援、④自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援、⑤学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援といった側面からの支援が求められる。このため、通常の学級の担当教師には、例えば、ゆっくりはっきり話す、児童（生徒）の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用などの教材の工夫、児童（生徒）の日本語習得状況や学習理解度の把握に基づいた指導計画の作成など、児童（生徒）の状況に応じた支援を行うことが考えられる。

（「小（中）学校学習指導要領 解説 総則編」平成29年7月）

参考資料

この評価資料集の作成にあたっては、次の資料を参考にしています。

- 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）．平成 28 年 12 月 21 日．中央教育審議会
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）．平成 31 年 1 月 21 日．中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292163.htm
- 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）．平成 31 年 3 月 29 日．文部科学省初等中等教育局
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm
- 学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」令和元年 6 月．文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校，中学校）．令和 2 年 3 月予定．文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター

カリキュラム・マネジメント チェックシート（小学校版）

（ 立 小学校・ 教育委員会）

項 目		チェック
1	教育課程の編成に対する学校の基本方針の明確化	
	① 学校として教育課程の意義，教育課程の編成の原則など，編成に対する基本的な考え方を明確にし，全教職員が共通理解をもっている。	
	② 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め，作業計画の全体について全教職員が共通理解をもっている。	
2	教育課程の編成・実施のための組織と日程	
	① 編成・実施のための組織	
	ア 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方が明確になっている。	
	イ 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け，組織内の役割や分担を具体的に決めている。	
	② 編成・実施のための作業日程を決めている。	
3	教育課程の編成のための事前の研究や調査	
	① 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解している。	
	② 児童の心身の発達の段階や特性，学校及び地域の実態を把握している。	
4	学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の設定	
	① 事前の研究や調査の結果を検討し，学校教育の目的や目標に照らして，それぞれの学校や児童が直面している教育課題を明確にしている。	
	② 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため，各学校の教育課題に応じて，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定している。	
	③ 編成に当たって，特に留意すべき点を明確にしている。	
5	教育課程の編成	
	① 指導内容・評価項目の選択	
	ア 基礎的・基本的な知識及び技能を明確にし，指導し評価している。	
	イ 学校の教育目標の有効な達成を図るため，重点を置くべき指導内容を明確にし，評価している。	
	ウ 各教科等の指導において，基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力，判断力，表現力等の育成を図るとともに，主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮している。	

	エ	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導がなされるよう配慮している。	
	オ	学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導と評価がなされるよう配慮している。	
	カ	児童や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮している。	
	キ	各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討している。	
② 指導内容の組織			
	ア	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図っている。	
	イ	各教科等の指導内容相互の関連を明確にしている。	
	ウ	発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織している。	
	エ	各学年において、合科的・関連的な指導について配慮している。	
③ 授業時数の配当			
	ア	指導内容との関連において、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定めている。	
	イ	各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定めている。	
	ウ	各教科等の授業の1単位時間を、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めている。	
6	教育課程の評価・改善		
	①	学校評価のための資料を収集し、検討している。	
	②	整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにしている。	
	③	改善案をつくり、実施している。	

※ カリキュラム・マネジメントの充実（手順の一例）「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（pp.43-45）に基づき作成しました。

※ 学校の実態や市町村教育委員会の方針等により加除修正してください。

カリキュラム・マネジメント チェックシート（中学校版）

（ 立 中学校・ 教育委員会）

項 目		チェック
1	教育課程の編成に対する学校の基本方針の明確化	
	① 学校として教育課程の意義，教育課程の編成の原則など，編成に対する基本的な考え方を明確にし，全教職員が共通理解をもっている。	
	② 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め，作業計画の全体について全教職員が共通理解をもっている。	
2	教育課程の編成・実施のための組織と日程	
	① 編成・実施のための組織	
	ア 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方が明確になっている。	
	イ 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け，組織内の役割や分担を具体的に決めている。	
	② 編成・実施のための作業日程を決めている。	
3	教育課程の編成のための事前の研究や調査	
	① 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解している。	
	② 生徒の心身の発達の段階や特性，学校及び地域の実態を把握している。	
4	学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の設定	
	① 事前の研究や調査の結果を検討し，学校教育の目的や目標に照らして，それぞれの学校や児童が直面している教育課題を明確にしている。	
	② 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため，各学校の教育課題に応じて，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定している。	
	③ 編成に当たって，特に留意すべき点を明確にしている。	
5	教育課程の編成	
	① 指導内容の選択	
	ア 基礎的・基本的な知識及び技能を明確にし，指導し評価している。	
	イ 学校の教育目標の有効な達成を図るため，重点を置くべき指導内容を明確にし，評価している。	
	ウ 各教科等の指導において，基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力，判断力，表現力等の育成を図るとともに，主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮している。	

	エ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導がなされるよう配慮している。	
	オ 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導と評価がなされるよう配慮している。	
	カ 生徒や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮している。	
	キ 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討している。	
	② 指導内容の組織	
	ア 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図っている。	
	イ 各教科等の指導内容相互の関連を明確にしている。	
	ウ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織している。	
	③ 授業時数の配当	
	ア 指導内容との関連において、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定めている。	
	イ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定めている。	
	ウ 各教科等の授業の1単位時間を、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めている。	
6	教育課程の評価・改善	
	① 学校評価のための資料を収集し、検討している。	
	② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにしている。	
	③ 改善案をつくり、実施している。	

※ カリキュラム・マネジメントの充実（手順の一例）「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（pp.44-46）に基づき作成しました。

※ 学校の実態や市町村教育委員会の方針等により加除修正してください。

**カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価
学習評価資料集（小学校，中学校）**

令和2年3月発行

編集 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課
〒231-8509
神奈川県横浜市日本大通 33
電 話 045-210-1111（内線 8217）
F A X 045-210-8937

■本資料集は神奈川県教育委員会ホームページからダウンロードすることができます。